

○国土交通省告示第 号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から適用する。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

必 出 後	必 出 温
(定義) 第1条 この告示において「輸送許容物件」とは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条第1項第10号に掲げる物件（同項第1号から第9号までに掲げる物件を除く。）及び別表第1の品名の欄に掲げる物件（<u>旅客機の欄及び旅客機以外の航空機の欄に「積載禁止」の定めがあるものを除く。</u>）をいう。 2～10 （略） 11 この告示において「パレット」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、<u>コンテナ以外</u>のものをいう。 12 （略） (容器及び包装) 第7条 輸送許容物件（凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）を除く。第16条第1項、第17条及び第18条において同じ。）の容器及び包装は、輸送中の通常の下において、温度、湿度、圧力の変化若しくは振動によって漏えい（<u>包装物に収納された内装容器からの危険物の漏えいを含む。以下同じ。</u>）又は損傷のおそれがなく、かつ、当該輸送許容物件に対し安全なものでなければならない。 2～5 （略） (外装容器への収納方法) 第11条 輸送許容物件と次に掲げる物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを同一の外装容器に収納してはならない。	(定義) 第1条 この告示において「輸送許容物件」とは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条第1項第10号に掲げる物件（同項第1号から第9号までに掲げる物件を除く。）及び別表第1の品名の欄に掲げる物件をいう。 2～10 （略） 11 この告示において「パレット」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、<u>開放型の構造</u>のものをいう。 12 （略） (容器及び包装) 第7条 輸送許容物件（凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）を除く。第16条第1項、第17条及び第18条において同じ。）の容器及び包装は、輸送中の通常の下において、温度、湿度若しくは圧力の変化又は振動によって漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該輸送許容物件に対し安全なものでなければならない。 2～5 （略） (外装容器への収納方法) 第11条 輸送許容物件と<u>他の物件</u>が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを同一の外装容器に収納してはならない。

二 第18条第3項又は第4項の規定により、当該輸送許容物件と相互に隔離して積載しなければならない輸送許容物件

二 当該輸送許容物件と危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある輸送許容物件で一に掲げるもの以外の物件

三 当該輸送許容物件と危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある物件で輸送許容物件以外の物件

2～4 (略)

(ラベル)

第14条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件に応じ、別表第1のラベルの欄に掲げる第2号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、本邦内のみを輸送されるものにあつては、ラベルの英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては、ラベルの日本語の部分それぞれ省略することができる。また、ガスシリンダーにあつては、ショルダー部に縮小したラベルを貼付し、又は主危険性と副次危険性を示すラベルを部分的に重ねて貼付することができる。

2～6 (略)

7 第2号様式によるラベル(ラベルTを除く。)及び第4号の5様式によるラベルの両方を付す場合においては、包装物の寸法が十分なときは、これらのラベルは同一面に付さなければならない。

(品名等の表示)

第15条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件の品名(別表第1及び別表第13の品名の欄に掲げるものをいう。以下同じ。)、溶融物を意味する文字(溶融物を輸送する場合に限る。)、国連番号又は荷送人及び荷受人の氏名若しくは名称及び住所を英語若しくは日本語(国内輸送の場合に限る。以下同じ。)により見やすいように表示しなければならない。ただし、日本語名において括弧で記載されており、かつ、英語名において小文字で記載されている部分は表示を

(新設)

(新設)

(新設)

2～4 (略)

(ラベル)

第14条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件に応じ、別表第1のラベルの欄に掲げる第2号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

2～6 (略)

(新設)

(品名等の表示)

第15条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件の品名、溶融物を意味する文字(溶融物を輸送する場合に限る。)、国連番号、荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所を英語又は日本語(国内輸送の場合に限る。以下同じ。)により見やすいように表示しなければならない。なお、品名の高さは、別表第1備考2に表示の定めがある場合にあつては12ミリメートル以上とし、国連番号の高さは、容器の許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットルを

省略することができる。また、品名の高さは、別表第1備考2の特別規定A144及びA180の規定に従った文言の表示にあっては12ミリメートル以上とし、国連番号の高さは、容器の許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットルを超える場合又はシリンダーの許容水容量が60リットルを超える場合にあつては12ミリメートル以上、許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以下又はシリンダーの許容水容量が60リットル以下であつて5キログラム若しくは5リットルを超える場合にあつては6ミリメートル以上とする。

2 (略)

(混合包装)

第16条 混合包装する場合は、輸送許容物件を収納した包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにしなければならない。

2 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあつては、当該包装物と当該他の包装物を混合包装してはならない。また、当該包装物と第11条第1項各号の物件を収納した包装物を混合包装してはならない。

3 (略)

4 混合包装物の表面には、その高さが12ミリメートル以上の混合包装を意味する文字を表示し、混合包装される個々の包装物に付された第14条第1項から第6項まで及び第23条第4項に規定するラベル並びに前条第1項及び第2項に規定する表示と同じものを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

5 (略)

超える場合又はシリンダーの許容水容量が60リットルを超える場合にあつては、12ミリメートル以上、許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以下又はシリンダーの許容水容量が60リットル以下であつて5キログラム若しくは5リットルを超える場合にあつては、6ミリメートル以上とする。

2 (略)

(混合包装)

第16条 混合包装する場合は、輸送許容物件を収納した包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにしなければならない。

2 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあつては、当該包装物と当該他の包装物を混合包装してはならない。

3 (略)

4 混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、混合包装される個々の包装物に付された第14条第1項から第6項まで及び第23条第4項に規定するラベル並びに前条第1項及び第2項に規定する表示と同じものを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。なお、混合包装を意味する文字の高さは、12ミリメートル以上とする。

5 (略)

(書類の携行等)

第17条 輸送許容物件を輸送する場合は、当該輸送許容物件を輸送する者は、次に掲げる事項を英語又は日本語により荷送人が記載した書類を携行しなければならない。ただし、当該書類は、航空運送事業者等の同意を得ている場合、電子データ処理（EDP）又は電子データ交換（EDI）技術による情報に代えることができる。この場合において、航空運送事業者等及び荷送人は、必要な場合はただちに書面に印刷できるようにしなければならない。

一～三 （略）

四 当該書類において使用される言語で廃棄物を意味する文字（廃棄物を輸送する場合に限る。）、輸送許容物件の品名（第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合には、当該品名の前又は後に、同項に規定する空の容器であることを意味する文字を記載すること。ただし、日本語名において括弧で記載されており、かつ、英語名において小文字で記載されている部分は表示を省略することができる。）、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、安定化を意味する文字（安定化された物件を輸送する場合に限る。）、分類番号又は区分番号（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とする。）、国連番号及び等級（別表第1の等級の欄に規定のあるものに限る。）

五 輸送許容物件の質量又は容量（別表第1において許容質量が30kg（包装物込みの質量）とされる少量輸送許容物件で、一の外装容器に品名の異なる物件が共に包装される場合には各少量輸送許容物件の正味質量のほか当該包装物の合計総質量を含み、日用品を輸送する場合には各包装物の総質量（包装物込みの質量）又は包装物の平均質量（包装物込みの質量）とし、ケミカルキット又は救急キットを輸送する場合には含まれる内容物の合計質量とし、装置、物品又は機械に含まれた危険物を輸送する場合には含まれる内容物の固体、液体又は高圧ガスごとのそれぞれの合計質量又は合計容量とする

(書類の携行等)

第17条 輸送許容物件を輸送する場合は、当該輸送許容物件を輸送する者は、次に掲げる事項を英語又は日本語により荷送人が記載した書類を携行しなければならない。

一～三 （略）

四 当該書類において使用される言語で廃棄物を意味する文字（廃棄物を輸送する場合に限る。）、輸送許容物件の品名（第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合には、当該品名の前又は後に、同項に規定する空の容器であることを意味する文字を記載すること。）、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、安定化を意味する文字（安定化された物件を輸送する場合に限る。）、分類番号又は区分番号（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とする。）、国連番号及び等級（別表第1の等級の欄に規定のあるものに限る。）

五 輸送許容物件の質量又は容量（ケミカルキット又は救急キットを輸送する場合には、含まれる内容物の合計質量とし、機械又は装置に含まれた危険物を輸送する場合には、含まれる内容物の固体、液体又は高圧ガスごとのそれぞれの合計質量又は合計容量とし、第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合を除く。）

。ただし、第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合を除く。
。)

六 その他参考となる事項

イ 包装物の個数

ロ 副次危険性を表すラベルを貼付する場合には、その種類

ハ 包装基準番号（告示別表第1の「容器及び包装等」の欄に掲げるもの。ただし、当該国連番号が965又は968であって、セクションIBの基準に従って輸送されるものにあつては、当該番号に続けて「IB」の文字）

ニ 当該物件の取り扱いについて、引用される別表第一備考2特別規定中A1、A2、A4、A5、A51、A88、A99、A176、A190、A191、A201、A202、A211、A212、A224又はA225に該当する場合には、その記号

ホ 取扱方法

ヘ 混合包装の場合には、その旨

ト 品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合には、Q値（小数点第一位まで）

チ 輸送許容物件が自然発火性物質の場合には、「直射日光をさける、通風性の良い所に置き火気に近づけない及び他の包装物と積み重ねない」旨の注意事項

リ 容器が国連規格以外のものである場合には、その旨（本邦内の間を輸送する場合を除く。）

ヌ 引用される別表第一備考2特別規定により記載しなければならない事項

2・3 （略）

（コンテナ又はパレットに対する表示）

第19条 第14条第1項の規定によりラベルR以外の第2号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件が収納されているコンテナ又はパレットには、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、当該

六 その他参考となる事項

2・3 （略）

（コンテナ又はパレットに対する表示）

第19条 第14条第1項の規定によりラベルR以外の第2号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件が収納されているコンテナ又はパレットには、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、当該

輸送許容物件の分類若しくは区分又はそれらが収納されていることを示す次の各号に定める要件に適合するタグを見やすいように表示しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

別表第1 輸送許容物件（第1条―第3条、第6条、第9条―第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係）

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容物件	包装方法及び積載方法						特別規定
									少量輸送許容物件		旅客機		旅客機以外の航空機		
日本語名	英語名								容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量	
(略)															
アクリル酸ブチル (安定剤入りのもの)	BUTYL ACRYLATES, STABILIZED	2348	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A20
(略)															
アルカロイド塩類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, LIQUID, N. O. S.*	3140	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6 A23
アルカロイド塩類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S.*	1544	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6 A23
アルカロイド類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N. O. S.*	3140	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6 A23

輸送許容物件の分類若しくは区分又はそれらが収納されていることを示すタグを見やすいように表示しなければならない。なお、タグは次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

別表第1 輸送許容物件（第1条―第3条、第6条、第9条―第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係）

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容物件	包装方法及び積載方法						特別規定
									少量輸送許容物件		旅客機		旅客機以外の航空機		
											容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量	
日本語名	英語名														
(略)															
アクリル酸ブチル (安定剤入りのもの)	BUTYL ACRYLATES, STABILIZED	2348	3	-	-	G	2 3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
(略)															
アルカロイド塩類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, LIQUID, N. O. S.*	3140	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6
アルカロイド塩類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S.*	1544	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
アルカロイド類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N. O. S.*	3140	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6

アルカロイド類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S.*	1544	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6 A239
(略)															
カドミウム化合物	CADMIUM COMPOUND*	2570	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
加熱機器類 (引火性かつ非毒性の 液化されたガスが充 填されているもの)	HEATING MACHINES containing flammable, non- toxic, liquefied gas	3358	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A103
加熱機器類 (非引火性かつ非毒 性の高圧ガス又は国 連番号2672に該当す るアンモニア水溶液 が充填されているも のに限る。)	HEATING MACHINES containing non- flammable, non- toxic gases or ammonia solutions (UN 2672)	2857	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	211	211参照	211	211参照	A26
(略)															
貨物輸送ユニットに 設置されたナトリウ ムイオン電池	SODIUM ION BATTERIES INSTALLED IN CARGO TRANSPORT UNIT	3564	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
貨物輸送ユニットに 設置されたリチウム イオン電池	LITHIUM ION BATTERIES INSTALLED IN CARGO TRANSPORT UNIT	3536	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
貨物輸送ユニットに 設置されたリチウム 金属電池	LITHIUM METAL BATTERIES INSTALLED IN CARGO TRANSPORT UNIT	3563	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
(略)															
環境有害物質 (液体)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.*	3082	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg (包装 物込み の質 量)	964	4500	964	4500	A97 A158 A197 A215 A238
(略)															
クロロフェノール類 (毒性、液体、他に 品名が明示されてい るものを除く。)	CHLOROPHENOLS, TOXIC, LIQUID, N. O. S.*	2021	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロフェノール類 (毒性、固体、他に 品名が明示されてい るものを除く。)	CHLOROPHENOLS, TOXIC, SOLID, N. O. S.*	2020	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A25

アルカロイド類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示さ れているものを除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S.*	1544	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
(略)															
カドミウム化合物	CADMIUM COMPOUND*	2570	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
(略)															
貨物輸送ユニットに 設置されたリチウム 電池(リチウムイオ ン電池又はリチウム 金属電池)	LITHIUM BATTERIES INSTALLED IN CARGO TRANSPORT UNIT lithium ion batteries or lithium metal batteries	3536	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
(略)															
環境有害物質 (液体)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.*	3082	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg (包装 物込み の質 量)	964	4500	964	4500	A97 A158 A197 A215
(略)															
クロロフェノール類 (液体)	CHLOROPHENOLS, LIQUID	2021	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロフェノール類 (固体)	CHLOROPHENOLS, SOLID	2020	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A25

クロロフェノール類 (腐食性、固体、他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROPHENOLS, CORROSIVE, SOLID, N. O. S.*	3562	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
クロロフェノール類 (腐食性、毒性、固体、他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROPHENOLS, CORROSIVE, TOXIC, SOLID, N. O. S.*	3561	8	-	6.1	Q M	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
(略)															
五酸化バナジウム粉末 (溶融固化したものを除く、呼吸域粒子が10質量%未満のもの)	VANADIUM PENTOXIDE, non- fused form, containing less than 10% respirable particles	2862	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
五酸化バナジウム粉末 (溶融固化したものを除く、呼吸域粒子が10質量%以上のもの)	VANADIUM PENTOXIDE, non- fused form, containing not less than 10% respirable particles	2862	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
(略)															
酸化エチレン	ETHYLENE OXIDE	1040	2.3	-	<u>2.1</u> 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A131
(略)															
酸化エチレンと炭酸 ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 87% ethylene oxide	3300	2.3	-	<u>2.1</u> 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
酸化エチレンと炭酸 ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 9% but not more than 87% ethylene oxide	1041	2.1	-	8	<u>D</u> <u>Q</u>	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	25kg	A1
(略)															
酸化エチレンと窒素 の混合物 (50℃における全圧が1MPa以下のもの)	ETHYLENE OXIDE WITH NITROGEN up to a total pressure of 1MPa at 50℃	1040	2.3	-	<u>2.1</u> 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
(略)															
車両等 (蓄電池を動力源とするもの)	BATTERY-POWERED VEHICLE	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A67 A87 A94 A154 A199 A214
(略)															
装置 (蓄電池を動力源とするもの)	BATTERY-POWERED EQUIPMENT	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A67 A87 A94 A154 A182 A199 A214

(略)															
五酸化バナジウム粉末 (溶融固化したものを除く。)	VANADIUM PENTOXIDE, non- fused form	2862	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
(略)															
酸化エチレン	ETHYLENE OXIDE	1040	2.3	-	<u>2.1</u>	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A131
(略)															
酸化エチレンと炭酸 ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 87% ethylene oxide	3300	2.3	-	<u>2.1</u>	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
酸化エチレンと炭酸 ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 9% but not more than 87% ethylene oxide	1041	2.1	-	-	<u>D</u>	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	25kg	A1
(略)															
酸化エチレンと窒素 の混合物 (50℃における全圧が1MPa以下のもの)	ETHYLENE OXIDE WITH NITROGEN up to a total pressure of 1MPa at 50℃	1040	2.3	-	<u>2.1</u>	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
(略)															
車両等 (蓄電池を動力源とするもの)	BATTERY-POWERED VEHICLE	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A67 A87 A94 A154 A182 A214
(略)															
装置 (蓄電池を動力源とするもの)	BATTERY-POWERED EQUIPMENT	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A67 A87 A94 A154 A182 A214

[illegible]

その他の液化石油ガス	PETROLEUM GASES, LIQUEFIED	1075	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
(略)															
炭化水素ガス混合物 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBON GAS MIXTURE, LIQUEFIED, N. O. S.*	1965	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
(略)															
1,2-ジ (ジメチルアミノ) エタン	1,2-DIMETHYLAMINOETHANE	2372	3	-	-	G	2	E2	Y341	18	353	50	364	600	-
(略)															
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0030	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A22
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0255	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	131	75kg	A22
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0456	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A16 A22
電子雷管 (プログラム可能な爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0511	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A22
電子雷管 (プログラム可能な爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0512	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	131	75kg	A22
電子雷管 (プログラム可能な爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0513	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A16 A22
(略)															
ナトリウムイオン電池 (有機電解質を含有するもの)	SODIUM ION BATTERIES with organic electrolyte	3551	9	-	-	T	-	E0	-	-	積載禁止	-	976	976参照	A88 A99 A154 A183 A22
ナトリウムイオン電池 (有機電解質を含有するもの) (装置とともに包装されたもの)	SODIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT with organic electrolyte	3552	9	-	-	T	-	E0	-	-	977	5kg	977	35kg	A88 A99 A154 A183 A22
ナトリウムイオン電池 (有機電解質を含有するもの) (装置に組み込まれたもの)	SODIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT with organic electrolyte	3552	9	-	-	T	-	E0	-	-	978	5kg	978	35kg	A48 A88 A99 A154 A183 A22
(略)															
二フッ化水素アンモニウム (固体)	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID	1727	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-

(略)															
物品 (非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING NON- FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S.*	3538	2.2	-	*	E	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88 A225 A236
(略)															
フルアルデヒド	FURALDEHYDES	1199	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
(略)															
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3480	9	-	-	T	-	E0	-	-	積載禁止	-	965	965参照	A88 A99 A154 A183 A201 A213 A235 A901
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置とともに包装されたもの)	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	966	5kg	966	35kg	A88 A99 A154 A181 A185 A213 A235 A901
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置に組み込まれたもの)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	967	5kg	967	35kg	A48 A88 A99 A154 A181 A185 A213 A220 A235 A901
(略)															

(注) 英略名に「*」が付加されているものは、品名に続き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。
(注) 副次危険性に「*」が付加されているものは、危険物輸送に関する国連勧告に従って副次危険性を割り当てること。

備考 1 等級等判定基準

表中に、複数の国連番号、分類又は区分、又は等級が掲げられている場合は、以下により、適切に判定しなければならない。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 酸化性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める燃焼試験を実施し、その試績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする

(略)															
物品 (非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING NON- FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S.*	3538	2.2	-	*	E	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88 A225
(略)															
フルアルデヒド	FURALDEHYDES	1199	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
フルオロアニリン	FLUOROANILINES	2941	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
(略)															
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3480	9	-	-	T	-	E0	-	-	積載禁止	-	965	965参照	A88 A99 A154 A183 A201 A213 A901
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置とともに包装されたもの)	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	966	5kg	966	35kg	A88 A99 A154 A181 A185 A213 A901
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置に組み込まれたもの)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	967	5kg	967	35kg	A48 A88 A99 A154 A181 A185 A213 A220 A235 A901
(略)															

(注) 英略名に「*」が付加されているものは、品名に続き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。
(注) 副次危険性に「*」が付加されているものは、危険物輸送に関する国連勧告に従って副次危険性を割り当てること。

備考 1 等級等判定基準

表中に、複数の国連番号、分類又は区分、又は等級が掲げられている場合は、以下により、適切に判定しなければならない。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 酸化性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める燃焼試験を実施し、その試績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする

。ただし、2)により得られる等級が複数の場合(同一の試験方法による場合を含む。)は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1) イ 酸化性物質(個体)

臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質(試験物質と比較するための基準とすべき物質をいう。以下同じ。)とし、標準物質30g及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物(質量比1:1及び4:1とする。)30gの燃焼時間(混合物に点火した場合において、着火してから発炎しなくなるまでの時間をいう。以下同じ。)を測定する。ただし、試験物質の燃焼時間は、質量比1:1及び4:1の混合物についてそれぞれ測定した燃焼時間のうちいずれか短いものとする。

又は、代替の方法として、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質とし、標準物質30g及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物(質量比1:1及び4:1とする。)30gの燃焼率を測定する。ただし、試験物質の燃焼率は、質量比1:1及び4:1の混合物についてそれぞれ測定した燃焼率のうちいずれか高いものとする。

ロ (略)

2) (略)

(7) (略)

(8) 腐食性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める腐食性試験を実施し、その成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。また、混合物については、国連試験基準マニュアルに従った別の試験方法で等級の判定を行うことができる。

1) 動物の皮膚に試験物品(試験の対象である物品をいう。以下同じ。)を接触させ、当該部位に不可逆的な危害が発生するまでの時間を測定し、測定の結果、当該部位に不可逆な危害が発

。ただし、2)により得られる等級が複数の場合(同一の試験方法による場合を含む。)は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1) イ 酸化性物質(個体)

臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質(試験物質と比較するための基準とすべき物質をいう。以下同じ。)とし、標準物質30g及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物(質量比1:1及び4:1とする。)30gの燃焼時間(混合物に点火した場合において、着火してから発炎しなくなるまでの時間をいう。以下同じ。)を測定する。なお、試験物質の燃焼時間は、質量比1:1及び4:1の混合物についてそれぞれ測定した燃焼時間のうちいずれか短いものとする。

又は、代替の方法として、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質とし、標準物質30g及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物(質量比1:1及び4:1とする。)30gの燃焼率を測定する。なお、試験物質の燃焼率は、質量比1:1及び4:1の混合物についてそれぞれ測定した燃焼率のうちいずれか高いものとする。

ロ (略)

2) (略)

(7) (略)

(8) 腐食性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める腐食性試験を実施し、その成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。また、混合物については、国連試験基準マニュアルに従った別の試験方法で等級の判定を行うことができる。

1) 動物の皮膚に試験物品(試験の対象である物品をいう。以下同じ。)を接触させ、当該部位に不可逆的な危害が発生するまでの時間を測定し、測定の結果、当該部位に不可逆な危害が発

生しないと判定された場合は、次に、摂氏55度における試験物品の鋼又はアルミニウムに対する浸しよく度を求める。また、浸しよく度は、鋼製又はアルミニウム製の試験片を試験物品中に一定期間浸漬させ、浸漬後の質量減少量を測定し、次の算式により算定する。

(算式 略)

2) (略)

備考2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

(略)	
A 9	アルコール分 <u>24容量%を超え70容量%以下</u> のアルコール飲料であつて、50 以下の容器に入れられたものを貨物として輸送する場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
(略)	
A 17	当該物件の輸送は、 <u>当該物件を製造した国の輸送承認（我が国においては、国土交通大臣の承認とする。以下同じ。）</u> を要する。
(略)	
A 26	1) 非引火性かつ非毒性の <u>ガス</u> が12kg 未満のもの又はアンモニア溶液（国連番号2672）が120 未満のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 2) <u>冷凍機器</u> には、空調機、内部で食品やその他の物件を低温に保つための目的で設計された <u>機械その他の応用機器</u> を含み、加熱機器には、加熱を目的として設計された <u>機械その他の応用機器</u> を含むものとする。 <u>3)</u> 冷却機能及び加熱機能を有する機械その他の応用機器は、品名「冷凍機器類」又は「加熱機器類」のどちらかで輸送することができる。

生しないと判定された場合は、次に、摂氏55度における試験物品の鋼又はアルミニウムに対する浸しよく度を求める。なお、浸しよく度は、鋼製又はアルミニウム製の試験片を試験物品中に一定期間浸漬させ、浸漬後の質量減少量を測定し、次の算式により算定する。

(算式 略)

2) (略)

備考2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

(略)	
A 9	アルコール分 <u>70容量%以下</u> のアルコール飲料であつて、50 以下の容器に入れられたものを貨物として輸送する場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
(略)	
A 17	当該物件の輸送は、 <u>当該物件を製造した国の輸送承認</u> を要する。
(略)	
A 26	1) 非引火性かつ非毒性の <u>液化ガス</u> が12kg 未満のもの又はアンモニア溶液（国連番号2672）が120 未満のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 2) <u>当該機器</u> には、空調機、内部で食品やその他の物件を低温に保つための目的で設計された <u>機械又はその他の応用機器</u> を含むものとする。 (新設)

(略)	
A103	1) 引火性液化ガスが冷凍機器類又は加熱機器類の部品内に収納されていること。 2) 部品は機械の運転圧力の少なくとも3倍の圧力に設計され、試験されていること。 3) 冷凍機器類又は加熱機器類が液化ガスを包含するように設計、製造されており、通常の輸送状態の下で圧力を保持する部品が破裂したり、割れ目ができる危険性がないものであること。 4) 引火性、非毒性液化ガスの含有量が100g 未満のものは輸送禁止物件に含まれないものとする。 5) 冷却機能及び加熱機能を有する機械その他の応用機器は、品名「冷凍機器類」又は「加熱機器類」のどちらかで輸送することができる。

(略)	
A107	1) ～ 3) (略) 4) 包装基準962に規定する総質量又は総容量にかかわらず、国連番号が3077の物件であって5 kg以下のもの又は国連番号が3082の物件であって5 l以下のものを含む場合、第17条第1項に規定する書類には、当該物件の質量又は容量を記載してはならない。<u>ただし</u>、当該物件の質量又は容量が5 kg又は5 l以下であり、当該物件以外の輸送許可物件を含まない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 <u>5)</u> リチウム電池又はナトリウムイオン電池が組み込まれている場合は、次の要件を満たすこと。 ア) 当該物件に必要な電力を供給するものであること イ) 包装基準967セクションⅡ、970セクションⅡ又は978セクションⅡの要件を満たすこと。 <u>6)</u> リチウム電池又はナトリウムイオン電池以外の輸送許

(略)	
A103	次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 引火性、非毒性液化ガスの含有量が100g 未満であること。 2) 引火性液化ガスが冷凍機器類の部品内に収納されていること。 3) 部品は機械の運転圧力の少なくとも3倍の圧力に設計され、試験されていること。 4) 冷凍機器類が液化ガスを包含するように設計、製造されており、通常の輸送状態の下で圧力を保持する部品が破裂したり、割れ目ができる危険性がないものであること。

(略)	
A107	1) ～ 3) (略) 4) 包装基準962に規定する総質量又は総容量にかかわらず、国連番号が3077の物件であって5 kg以下のもの又は国連番号が3082の物件であって5 l以下のものを含む場合、第17条第1項に規定する書類には、当該物件の質量又は容量を記載してはならない。<u>なお</u>、当該物件の質量又は容量が5 kg又は5 l以下であり、当該物件以外の輸送許可物件を含まない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 (新設) (新設)

	容物件を含まない場合は、国連番号が3091、3481又は3552の物件として輸送すること。
(略)	
A178	危険物を含有するアタッシュケース、金庫及び現金輸送用バッグ等は、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1)・2) (略) 3) 装置にリチウム単電池又は組電池が組み込まれている場合は、次のいずれかの要件に従うこと。 ア)・イ) (略) ウ) 単電池又は組電池は、<u>国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件（危険物輸送に関する国連勧告のうち最新の試験方法及び判定基準のマニュアルの38.3に示される試験要件をいう。ただし、試験の時点で適用される当該マニュアルの版（第3版 Amendment 1以降のものに限る。）の試験要件に適合する型式の単電池及び組電池にあつては、引き続き輸送することができる。また、平成15年6月30日までに製造された単電池及び組電池にあつては、当該マニュアル第3版の試験要件に適合する型式のものであつても、その他の全ての要件に適合する場合は輸送することができる。以下同じ。）</u>を満たしていることが示された型式のものであること。 4)～6) (略)
(略)	
A185	1) (略) <u>2)</u> リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3556として輸送すること。 <u>3)</u> 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物

(略)	
A178	危険物を含有するアタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等は、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1)・2) (略) 3) 装置にリチウム単電池又は組電池が組み込まれている場合は、次のいずれかの要件に従うこと。 ア)・イ) (略) ウ) 単電池又は組電池は、<u>国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</u> 4)～6) (略)
(略)	
A185	1) (略) (新設) <u>2)</u> 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物

	輸送ユニットに設置された <u>リチウム電池、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池又はナトリウムイオン電池は、国連番号が3536、3563又は3564の物件として輸送すること。</u>
A186	1) 当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Wh を超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 ア) ～ウ) (略) エ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。<u>ただし</u>、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件により飛散が防止されていること。 オ) (略) 2) ～4) (略)
A187	1) 加圧された物質が引火性のものである<u>場合又は当該物質が液体であって、引火点が93℃以下である場合は、区分番号を2.1として割り当てること。</u> 2) ～4) (略)
(略)	
A196	1) 当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 $Wh = 1/2C_N(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア) (略) イ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。<u>ただし</u>、開放とともに放出される液体は、容器又は

	輸送ユニットに設置された <u>リチウム電池は、国連番号が3536の物件として輸送すること。</u>
A186	1) 当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Wh を超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 ア) ～ウ) (略) エ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。<u>なお</u>、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件により飛散が防止されていること。 オ) (略) 2) ～4) (略)
A187	1) 加圧された物質が引火性のものである<u>場合は、区分番号を2.1として割り当てること。なお</u>、当該物質が液体であって、引火点が93℃以下である場合であっても当該区分番号を割り当てること。 2) ～4) (略)
(略)	
A196	1) 当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 $Wh = 1/2C_N(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア) (略) イ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。<u>なお</u>、開放とともに放出される液体は、容器又は

	は当該物件が内蔵された機器により飛散が防止されていること。 ウ)・エ) (略) 2)～4) (略)
(略)	
A214	1) 燃料電池機関を動力源とする車両（燃料電池を動力源とし、かつ、<u>湿式蓄電池、ニッケル水素電池、金属ナトリウム電池、ナトリウム合金電池、リチウム電池、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池又はナトリウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。</u>）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）として輸送すること。 <u>2)</u> 1) 以外の車両であって内燃機関を動力源とするもの（内燃機関を動力源とし、かつ、湿式蓄電池、ニッケル水素電池、金属ナトリウム電池、ナトリウム合金電池、リチウム電池、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池又はナトリウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とするもの）として輸送すること。 <u>3)</u> (略)

	当該物件が内蔵された機器により飛散が防止されていること。 ウ)・エ) (略) 2)～4) (略)
(略)	
A214	1) 燃料電池機関を動力源とする車両（燃料電池を動力源とし、かつ、<u>湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。</u>）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）として輸送すること。<u>また、この他の車両であって内燃機関を動力源とするもの（内燃機関を動力源とし、かつ、湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とするもの）として輸送すること。</u> (新設) <u>2)</u> (略)

4) 湿式蓄電池、金属ナトリウム電池又はナトリウム合金電池を動力源とする車両又は機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは国連番号が3171の車両等（蓄電池を動力源とするもの）又は装置（蓄電池を動力源とするもの）として輸送すること。

5) リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする機器は、国連番号が3091のリチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）、国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3552のナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。

6) リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、国連番号が3556から3558までの物件として輸送すること。また、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池を動力源とする車両は、国連番号が3556の物件として輸送すること。

7) 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池、リチウムイオ

3) 湿式蓄電池、金属ナトリウムを含む電池若しくはナトリウム合金を含む電池を動力源とする車両又は機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは国連番号が3171の車両等（蓄電池を動力源とするもの）又は装置（蓄電池を動力源とするもの）として輸送すること。リチウム電池を動力源とする機器は、国連番号が3091のリチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。また、リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、国連番号が3556から3558までの物件として輸送すること。

（新設）

（新設）

4) 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池は、国連番号が

	ン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池又はナトリウムイオン電池は、国連番号が <u>3536</u> 、 <u>3563</u> 又は <u>3564</u> の物件として輸送すること。
(略)	
A 216	国連試験基準マニュアルに従った試験（乾性のもの又は改質されないものは、試験 3(c)を除く。）に合格したものであること。
(略)	
A 224	次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A 2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) <u>リチウム電池及びナトリウムイオン電池</u> （備考 3 に定める「967」、「970」又は「978」のセクションⅡの基準を満たすものに限る。）を除き、環境有害物質以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2)・3) (略)
A 225	次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A 2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) リチウム電池及びナトリウムイオン電池（備考 3 に定める「967」、「970」又は「978」のセクションⅡの基準を満たすものに限る。）を除き、副次危険性を有しない区分 2.2 の圧縮ガス（深冷液化ガス及び旅客機による輸送が禁止されているガスを除く。）以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2) 備考 3 に定める「222」の要件を満たすこと。 3) 特別規定に従って輸送する旨を第 17 条第 1 項に規定する書類に記載すること。

	<u>3536</u> の物件として輸送すること。
(略)	
A 216	国連試験基準マニュアルに従った試験（試験 3(c)を除く。）に合格したものであること。
(略)	
A 224	次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A 2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) <u>リチウム電池</u> （備考 3 に定める「967」又は「970」セクションⅡの基準を満たすものに限る。）を除き、環境有害物質以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2)・3) (略)
A 225	次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A 2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) リチウム電池（備考 3 に定める「967」又は「970」セクションⅡの基準を満たすものに限る。）を除き、副次危険性を有しない区分 2.2 の圧縮ガス（深冷液化ガス及び旅客機による輸送が禁止されているガスを除く。）以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2) 備考 3 に定める「222」の要件を満たすこと。 3) 特別規定に従って輸送する旨を第 17 条第 1 項に規定する書類に記載すること。
A 226	令和 7 年 6 月 30 日までは、国連番号が 0511、0512 又は 0513 の電子雷管（プログラム可能な爆破用のもの）は、それぞれ国連番号が 0030、0255 又は 0456 の電気雷管（爆破用

A228	1)・2) (略) 3) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池は、国連番号が3292の物件として輸送すること。
(略)	
A233	水、水酸化テトラメチルアンモニウム及び1%以下のその他の成分を含む水溶液に限り、当該品名で輸送することができる。ただし、次の各号に掲げる物件にあっては、それぞれ当該各号に掲げる物件として輸送すること。 1) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、8.75%以上の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が1の物件 2) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、2.38%を超え8.75%未満の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が2の物件
A235	リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、国連番号が3480又は3481のいずれかの物件として輸送すること。また、備考3に規定する「965」セクション IB 並びに「966」又は「967」のセクション II に従って輸送する場合は、ワット時定格量は100Whを超えてはならず、電池の外表面上にワット時定格量を表示しなければならない。
A236	非引火性かつ非毒性のガスを内蔵する磁気共鳴画像診断装置（以下「MRI」という。）は、次に掲げる要件に従って、国連番号が3538の物件として輸送すること。ただし、非引火性かつ非毒性のガス（区分2.2に該当するものに限る。）の含有量が12kg 未満の MRI については、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 非引火性かつ非毒性のガスは、MRI の構成部品内に封入されていること。

	のもの) として輸送することができる。
A228	1)・2) (略) (新設)
(略)	
A233	水、水酸化テトラメチルアンモニウム及び1%以下のその他の成分を含む水溶液に限り、当該品名で輸送することができる。なお、次の各号に掲げる物件にあっては、それぞれ当該各号に掲げる物件として輸送すること。 1) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、8.75%以上の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が1の物件 2) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、2.38%を超え8.75%未満の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が2の物件

	2) ガスを封入する構造として設計及び製造されており、通常の輸送状態の下でガスを保持する部品が破裂又は亀裂の生ずるおそれがない構造であること。
A237	当該物件は、最大12質量%のジメチルエーテルを含むことができる。
A238	当該物件に分類される物質を基礎とする液体有機水素キャリア (LOHC) であって、水素が物理的に溶解しているものは、その溶解水素の含有量が0.50 (H ₂) /kg (LOHC) を超えない場合に限り、当該物件として輸送することができる。
A239	規制対象物質であって、国際条約等によりその開示が禁止されているものについては、技術名称又は化学群名を第17条第1項に規定する書類又は包装物に記載しなくてもよい。
A900	<u>国連規格認定シリンダー（国際民間航空条約附属書18を補足する技術指針の第6部第5章の基準に適合するシリンダーをいう。以下同じ。）</u> 以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。
A901	包装物、混合包装、コンテナ又はパレットに取り付けられた <u>リチウム電池若しくはナトリウムイオン電池</u> を内蔵したデータロガー若しくは貨物追跡装置（備考3に定める「 <u>967</u> 」、「 <u>970</u> 」又は「 <u>978</u> 」に従って貨物として輸送されるものを除く。）であって、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1)・2) （略） 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラム（ <u>国際民間航空条約附属書18を補足する技術指針の第2部第9章のリチウム電池に係る規定をいう。以下同じ。）</u> の下で製造されていること。

A900	<u>国連規格認定シリンダー</u> 以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。
A901	包装物、混合包装、コンテナ又はパレットに取り付けられた <u>リチウム電池</u> を内蔵したデータロガー又は貨物追跡装置（備考3に定める「 <u>967</u> 」又は「 <u>970</u> 」に従って貨物として輸送されるものを除く。）であって、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1)・2) （略） 3) 国連勧告で規定する <u>品質管理プログラム</u> の下で製造されていること。

- 4) (略)
- 5) 内蔵されたリチウムイオン電池又はナトリウムイオン電池のワット時定格量の合計が20Wh 以下であること。
- 6)・7) (略)
- 8) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるものであって、曝される可能性のある危険な環境下において安全に使用できるものであること。
- 9) (略)

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。また、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) 火薬類

「101」 (略)

「114」は、次の容器及び包装等を示す。

湿性の固体を輸送する場合

(表 略)

乾性の固体を輸送する場合

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 国連番号が0508及び0509に該当するものは金属製容器を使用してはならない。ただし、金属性容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

3)・4) (略)

「130」～「143」 (略)

(2) 高圧ガス

- 4) (略)
- 5) 内蔵されたリチウムイオン電池のワット時定格量の合計が20Wh 以下であること。
- 6)・7) (略)
- 8) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるものであること。
- 9) (略)

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) 火薬類

「101」 (略)

「114」は、次の容器及び包装等を示す。

湿性の固体を輸送する場合

(表 略)

乾性の固体を輸送する場合

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 国連番号が0508及び0509に該当するものは金属製容器を使用してはならない。なお、金属性容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

3)・4) (略)

「130」～「143」 (略)

(2) 高圧ガス

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

(注) 1) ～ 3) (略)

表 1 : 圧縮ガス

(表 略)

表 2 : 液化ガスと溶解ガス

(表 略)

(注) この包装基準中、ガスシリンダーに係る要件については、
国連規格認定シリンダーに適用される。

1) (略)

2) シリンダーは、いかなる場合も以下の要求基準での許
容限度を超えて充てんしてはならない。

(a) ～ (e) (略)

(f) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリン
ダーの試験圧力を超えないこと。ただし、シリンダー
内の蒸気圧及び全ての物質の容積膨脹を考慮しなければ
ならない。また、実験データが利用できない場合、
以下の手順に従うこと。

a ・ b (略)

c : 液相の容積膨脹を考慮し、65℃における圧縮ガス
の分圧を算出する。ただし、15℃及び65℃におけ
る圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない
。

d ・ e (略)

f : 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から100kPa
(1バール)を減じた値を下回ってはならない。ただ
し、液化段階における圧縮ガスの溶解度が不明な場合
、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出するこ
とができる。

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

(注) 1) ～ 3) (略)

表 1 : 圧縮ガス

(表 略)

表 2 : 液化ガスと溶解ガス

(表 略)

(注) この包装基準中、ガスシリンダーに係る要件については、
国連規格認定シリンダーに適用される。

1) (略)

2) シリンダーは、いかなる場合も以下の要求基準での許
容限度を超えて充てんしてはならない。

(a) ～ (e) (略)

(f) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリン
ダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内
の蒸気圧及び全ての物質の容積膨脹を考慮しなければ
ならない。また、実験データが利用できない場合、以
下の手順に従うこと。

a ・ b (略)

c : 液相の容積膨脹を考慮し、65℃における圧縮ガス
の分圧を算出する。なお、15℃及び65℃における
圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。

d ・ e (略)

f : 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から100kPa
(1バール)を減じた値を下回ってはならない。なお
、液化段階における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、
圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出すること
ができる。

(g)～(i) (略)

3) (略)

「201」～「208」 (略)

「211」は、次の容器及び包装等を示す。

「冷凍機器類」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

1) 非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスを充てんする場合の許容質量は、450kg とする。また、国連番号2672に該当するアンモニア水溶液を充てんする場合の許容質量は、25kgとする。

2) (略)

3) (略)

「213」は、次の容器及び包装等を示す。

消火器は、作動することがないよう強固な外装容器に収納すること。ただし、備考2 特別規定（以下「特別規定」という。）A 19の3) ウ) からオ) までに規定する大型消火器であって、次に掲げる条件を満たす場合にあってはこの限りでない。

1)～4) (略)

「214」～「217」 (略)

「218」は、次の容器及び包装等を示す。

1)・2) (略)

3) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。ただし、シリンダー内の全ての物質の蒸気圧及び容積膨張を考慮しなければならない。

4)～6) (略)

7) 圧縮ガスとともに充てんされた液体については、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。

ア)・イ) (略)

(g)～(i) (略)

3) (略)

「201」～「208」 (略)

「211」は、次の容器及び包装等を示す。

「冷凍機器類」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

ア) 非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスを充てんする場合の許容質量は、450kg とする。

イ) (略)

ウ) (略)

「213」は、次の容器及び包装等を示す。

消火器は、作動することがないよう強固な外装容器に収納すること。ただし、備考2 A19の3) ウ) からオ) までに規定する大型消火器であって、次に掲げる条件を満たす場合にあってはこの限りでない。

1)～4) (略)

「214」～「217」 (略)

「218」は、次の容器及び包装等を示す。

1)・2) (略)

3) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の全ての物質の蒸気圧及び容積膨張を考慮しなければならない。

4)～6) (略)

7) 圧縮ガスとともに充てんされた液体については、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。

ア)・イ) (略)

ウ) 液相の容積膨張を考慮し、65℃における圧縮ガスの分圧を算出する。ただし、15℃及び65℃における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。

エ)・オ) (略)

カ) 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から100kPa (1バール) を減じた値を下回ってはならない。ただし、液相における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

8) ～10) (略)

「219」 (略)

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ～6) (略)

7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

イ) 機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

ウ) 組電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マ

ウ) 液相の容積膨張を考慮し、65℃における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15℃及び65℃における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。

エ)・オ) (略)

カ) 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から100kPa (1バール) を減じた値を下回ってはならない。なお、液相における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

8) ～10) (略)

「219」 (略)

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ～6) (略)

7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならない、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

8) ～10) (略)

「222」 (略)

(3) 引火性液体

「Y340」～「377」 (略)

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ～6) (略)

7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

イ) 機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

ウ) 組電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

8) ～10) (略)

(4) 可燃性物質類

「Y440」～「Y450」 (略)

「451」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

8) ～10) (略)

「222」 (略)

(3) 引火性液体

「Y340」～「377」 (略)

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ～6) (略)

7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものではないとせず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

8) ～10) (略)

(4) 可燃性物質類

「Y440」～「Y450」 (略)

「451」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ~ 5) (略)

6) 国連番号が3474に該当するものは金属製容器を使用してはならない。ただし、金属製容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

「452」 ~ 「Y458」 (略)

「459」 は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)・2) (略)

3) 液体の不必要な封じ込めを防止するため、等級が1の内部圧力（水圧）試験基準に適合する金属製容器は、使用してはならない。

4) 国連試験基準マニュアルに従った試験によりエネルギー物質と分類された試料であつて、次に掲げる包装等とするものについては国連番号3223又は3224を割り当てることができる。

ア) (略)

イ) 各内装容器の最大容量は、固形の場合にあつては1 g、液体の場合にあつては1 ml を超えないこと。外装容器当たりの最大正味量は固形の場合にあつては56g、液体の場合にあつては56mlを超えないこと。また、液体と固体が混在する場合にあつては g と ml の値の合計が56を超えないこと。

最大容量30mlのガラス製又はプラスチック製の内装容器に収納された個々の物件は、密度 $18 \pm 1 \text{ g/l}$ 又は $24 \pm 2.4 \text{ g/l}$ の最小厚130mm の発泡性のポリエチレンフォーム基材中に配置されること。内装容器同士は最小間隔40mm で隔離され、外装容器の壁からは最小間隔70mm で隔離される。包装物には、それぞれが28個までの内装容器を保持するフォームマトリックスを二層

(注) 1) ~ 5) (略)

6) 国連番号が3474に該当するものは金属製容器を使用してはならない。なお、金属製容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

「452」 ~ 「Y458」 (略)

「459」 は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)・2) (略)

(新設)

3) 国連試験基準マニュアルに従った試験によりエネルギー物質と分類された試料については国連番号3223又は3224を割り当てることができる。なお、包装等は以下のとおりとすること。

ア) (略)

イ) 各内装容器の最大容量は、固形の場合にあつては1 g、液体の場合にあつては1 ml を超えないこと。外装容器当たりの最大正味量は固形の場合にあつては56g、液体の場合にあつては56mlを超えないこと。また、液体と固体が混在する場合にあつては g と ml の値の合計が56を超えないこと。

最大容量30mlのガラス製又はプラスチック製の内装容器に収納された個々の物件は、密度 $18 \pm 1 \text{ g/l}$ の最小厚130mm の発泡性のポリエチレンフォーム基材中に配置されること。内装容器同士は最小間隔40mm で隔離され、外装容器の壁からは最小間隔70mm で隔離される。包装物には、それぞれが28個までの内装容器を保持するフォームマトリックスを二層まで含むことができ

まで含むことができる。

外装容器は、最小寸法60cm（長さ）×40.5cm（幅）×30cm（高さ）で最小厚1.3cmのファイバーボードの箱（4 G）からなる。

ウ）（略）

「462」～「496」（略）

「497」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）（略）

2）中間容器に収納する燃料電池用カートリッジの最大個数は、輸送する装置を作動させるために必要な個数を1セットとし、これに加えて予備のカートリッジ2セットまでとすること。

3）～5）（略）

（5）酸化性物質

「Y540」～「565」（略）

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）（略）

2）液体の不必要な封じ込めを防止するため、等級が1の内部圧力（水圧）試験基準に適合する金属製容器は、使用してはならない。

3）（略）

（6）（略）

（7）腐食性物質

「Y840」～「868」（略）

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）・2）（略）

3）圧力計、ポンプ、温度計及びスイッチ等の水銀又はガ

る。

外装容器は、最小寸法60cm（長さ）×40.5cm（幅）×30cm（高さ）で最小厚1.3cmのファイバーボードの箱（4 G）からなる。

ウ）（略）

「462」～「496」（略）

「497」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）（略）

2）中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。

3）～5）（略）

（5）酸化性物質

「Y540」～「565」（略）

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）（略）

（新設）

2）（略）

（6）（略）

（7）腐食性物質

「Y840」～「868」（略）

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

（表 略）

（注）1）・2）（略）

3）圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀又はガ

リウムを含む物件並びに水銀の量が総計で 450g 以上の電子管及び水銀蒸気管は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあっては、この限りでない。

4) 水銀の量が総計で 450g 未満の電子管及び水銀蒸気管にあっては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。

5)・6) (略)

「870」～「876」 (略)

(8) その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ディーゼル機関を除き燃料油を抜き取ること（直立状態以外の状態で取り扱うことが困難な場合にあっては、燃料油の量が燃料タンクの容量の 25%以下の量となるようにすること。）。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。

2)～5) (略)

6) リチウム組電池又はナトリウムイオン組電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であるこ

リウムを含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあっては、この限りでない。

4) 水銀の量が総計で 450g 未満の電子管及び水銀蒸気管にあっては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。なお、450g 以上の水銀を含む物件にあっては、3)を適用する。

5)・6) (略)

「870」～「876」 (略)

(8) その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) ディーゼル機関を除き燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。

2)～5) (略)

6) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されている

と。

イ) 車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

ウ) 組電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

7)・8) (略)

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) リチウム組電池又はナトリウムイオン組電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

イ) 車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

ウ) 組電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されて

ものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

7)・8) (略)

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならない。車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

いるものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

8)・9) (略)

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～3) (略)

4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

イ) 車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起らないような方法で保護すること。

ウ) 電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

5)～9) (略)

「953」・「954」 (略)

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

8)・9) (略)

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～3) (略)

4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起らないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

5)～9) (略)

「953」・「954」 (略)

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) (略)

イ) 区分 2.2 のガスシリンダーは、第 10 条の要件に従うこと。また、当該シリンダーには作動薬包又は国連番号が 3268 の安全装置を含むことができるが、一の救命用具当たりの作動薬包（区分番号が 1.4 であって、隔離区分が C 又は S のものに限る。）の総量が 3.2g 以下のものに限ること。

ウ) ～オ) (略)

カ) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

a) 電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

b) 装置内に確実に固定し、装置と電氣的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

c) 電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

d) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

キ) (略)

(注) 1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) (略)

イ) 区分 2.2 のガスシリンダーは、第 10 条の要件に従うこと。また、当該シリンダーが火薬類により作動するものは、一の救命用具当たりの作動薬包（区分番号が 1.4 であって、隔離区分が C 又は S のものに限る。）の総量が 3.2g 以下のものに限ること。

ウ) ～オ) (略)

カ) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電氣的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

キ) (略)

2) (略)

「956」

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 国連番号が 3077 の物件の場合、用いられる IBC 容器の材質は次のとおりとし、容量は 1,000kg を超えないものに限ること。また、平成 23 年 1 月 1 日以降に製造、修理又は再製造されたものについては、第 9 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

また、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第 5 号様式別表第 3 に掲げる記号を参照すること。

(表 略)

3) (略)

「Y956」～「961」 (略)

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1) (略)

2) 包装基準 967 セクションⅡ又は包装基準 970 セクションⅡの要件を満たすリチウム電池並びに包装基準 978 セクションⅡのナトリウムイオン電池は、機械、装置又は物品に含めて輸送することができる。特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

3)・4) (略)

「Y963」 (略)

「964」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)・2) (略)

3) 毒性乗率 M が 10、100 又は 1000 の高毒性成分の含有量が 1 質量%未満の国連番号が 3082 の環境有害物質（混合物）については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、内容量が 5ℓ を超え 20ℓ 以下のプラスチックドラム

2) (略)

「956」

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 国連番号が 3077 の物件の場合、用いられる IBC 容器の材質は次のとおりとし、容量は 1,000kg を超えないものに限ること。また、平成 23 年 1 月 1 日以降に製造、修理又は再製造されたものについては、第 9 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

なお、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第 5 号様式別表第 3 に掲げる記号を参照すること。

(表 略)

3) (略)

「Y956」～「961」 (略)

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1) (略)

(新設)

2)・3) (略)

「Y963」 (略)

「964」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)・2) (略)

(新設)

(天板取り外し式のもの)について、第 21 条に規定する要件の適用を受けないものとする。ただし、令和 16 年 12 月 31 日までの間に輸送されるものに限る。

ア) 液体用として設計されたプラスチックドラムであつて、第 21 条第 1 項第 3 号の要件に適合していること。

イ) 容器及び包装は、第 7 条に規定する要件に適合していること。

「Y964」 (略)

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100 Wh を超える組電池を包装する場合にあつては、セクション I A の規定を、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下の組電池を包装する場合にあつては、セクション I B の規定を満たすもの。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

「Y964」 (略)

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100 Wh を超える組電池を包装する場合にあつては、セクション I A の規定を、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下の組電池を包装する場合にあつては、セクション I B の規定を満たすもの。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

4) ～ 9) (略)

セクション I B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと (以下の注において特に定めのない限り、第 5 条で定める技術上の基準に従い輸送されること。)。

2) ～ 7) (略)

8) 各包装物には第 4 号の 5 様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。また、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ～ 13) (略)

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断

(新設)

3) ～ 8) (略)

セクション I B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと (なお、以下の注において特に定めのない限り、第 5 条で定める技術上の基準に従い輸送されること。)。

2) ～ 7) (略)

8) 各包装物には第 4 号の 5 様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ～ 13) (略)

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断

されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

4) ~ 12) (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ~ 7) (略)

8) 各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそ

されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

(新設)

3) ~ 11) (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ~ 7) (略)

8) 各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそ

れないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9)～16) (略)

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リチウム

れないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9)～16) (略)

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

(新設)

イオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

4) ～11) (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ～ 6) (略)

7) 3 個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する 5 個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは 3 個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm 以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8) ～12) (略)

「968」

リチウム金属含有量が 1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が 2 g を超える組電池を包装する場合にあつては、セクション I A の規定を、リチウム金属含有量が 1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が 2 g 以下の組電池を包装する場合にあつては、セクション I B の規定を満たすもの。

3) ～10) (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ～ 6) (略)

7) 3 個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する 5 個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは 3 個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm 以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8) ～12) (略)

「968」

リチウム金属含有量が 1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が 2 g を超える組電池を包装する場合にあつては、セクション I A の規定を、リチウム金属含有量が 1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が 2 g 以下の組電池を包装する場合にあつては、セクション I B の規定を満たすもの。

特別規定A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A (略)

セクション I B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと（以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。)

2) ～ 7) (略)

8) 各包装物には第4号の5様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。また、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ～ 11) (略)

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあってはセクションIの規定を満たすもの。

リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションIIの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

特別規定A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A (略)

セクション I B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。)

2) ～ 7) (略)

8) 各包装物には第4号の5様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ～ 11) (略)

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあってはセクションIの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションIIの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ~ 7) (略)

8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ~ 14) (略)

「970」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が2 g を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

リチウム金属含有量が1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が2 g 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ~ 6) (略)

7) 3 個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5 個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3 個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物に

(表 略)

(注) 1) ~ 7) (略)

8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) ~ 14) (略)

「970」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が2 g を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が2 g 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I (略)

セクション II

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1) ~ 6) (略)

7) 3 個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5 個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3 個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物に

は第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8)～11) (略)

「971」 (略)

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) リチウム電池が内蔵されている場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

イ) 機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

ウ) 組電池は、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

エ) リチウム金属単電池及びリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験され、リ

は第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8)～11) (略)

「971」 (略)

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

チウムイオン単電池及びナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池は、リチウムイオン組電池として試験されていること。ただし、各単電池は国連試験基準マニユアルのそれぞれの試験要件を満たしていること。

8)・9) (略)

「975」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～4) (略)

5) 包装基準 967 セクションⅡ又は包装基準 970 セクションⅡの要件を満たすリチウム電池並びに包装基準 978 セクションⅡのナトリウムイオン電池は、物品に含めて輸送することができる。特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

「976」 (略)

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A 154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ (略)

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1)～7) (略)

8)・9) (略)

「975」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(注) 1)～4) (略)

(新設)

「976」 (略)

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A 154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ (略)

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1)～7) (略)

8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9)～14) (略)

「978」 (略)

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ (略)

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池(ボタン型単電池を除く。)若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。

8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9)～14) (略)

「978」 (略)

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ (略)

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

(表 略)

(注) 1)～6) (略)

7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池(ボタン型単電池を除く。)若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。

また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。また、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8)～11) (略)

備考4 (略)

備考5 有機過酸化物の化学品名

品 名	化 学 名
(略)	
有機過酸化物D (液体)	(略)
	シクロヘキサノンパーオキサイド (<u>活性酸素量が9質量%以下のもの</u>) (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを28質量%以上含有するもの)
	(略)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサンの濃度が43質量%以下で、ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエイトの濃度が16質量%以下であり、希釈剤Aを41質量%以上含有するもの
	1,2,4,5,7,8-ヘキソキソナン, 3,6,9-トリメチル-3,6,9-トリス(エチル及びプロピル)誘導体 (活性酸素量が7.3質量%以下で、濃度が41質量

また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

8)～11) (略)

備考4 (略)

備考5 有機過酸化物の化学品名

品 名	化 学 名
(略)	
有機過酸化物D (液体)	(略)
	シクロヘキサノンパーオキサイド (<u>過酸化水素が9質量%以下で活性酸素量が10質量%以下のもの</u>) (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを28質量%以上含有するもの)
	(略)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサンの濃度が43質量%以下で、ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエイトの濃度が16質量%以下であり、希釈剤Aを41質量%以上含有するもの

	%以下であり、希釈剤 A を59質量%以上含有するもの)
有機過酸化物 D (固体)	(略)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が42質量%以下で、固体希釈剤を58質量%以上含有するもの)
	アルテエーテル(立体異性体含む)
	アルテメテル(立体異性体含む)
	アルテミシニン
	アルテスナート(立体異性体含む)
	ジヒドロアルテミシニン (立体異性体含む)
(略)	

備考 6 (略)

別表第15 火薬類相互の隔離表 (第18条関係)

火薬類の区分番号 及び隔離区分	1. 3 C	1. 3 G	1. 4 B	1. 4 C	1. 4 D	1. 4 E	1. 4 G	1. 4 S
火薬類の区分番号 及び隔離区分								
1. 3 C		×	×				×	
1. 3 G	×		×	×	×	×		

有機過酸化物 D (固体)	(略)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が42質量%以下で、固体希釈剤を58質量%以上含有するもの)
	([3r- (3r, 5as, 6s, 8as, 9r, 10r, 12s, 12ar **)] -デカヒドロ-10-メトキシ-3, 6, 9-トリメチル-3, 12-エポキシ-12h-ピラノ [4, 3-j] -1, 2-ベンゾジオキセピン)
(略)	

備考 6 (略)

別表第15 火薬類相互の隔離表 (第18条関係)

火薬類の区分番号 及び隔離区分	1. 3 C	1. 3 G	1. 4 B	1. 4 C	1. 4 D	1. 4 E	1. 4 G	1. 4 S
火薬類の区分番号 及び隔離区分								
1. 3 C			×					
1. 3 G			×					

1.4B	×	×		×	×	×	×	
1.4C		×	×				×	
1.4D		×	×				×	
1.4E		×	×				×	
1.4G	×		×	×	×	×		
1.4S								

備考 1～3 (略)

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品 名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの 最大許容質量 ・容量・個数	備 考
(略)				
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスカートリッジに充填して携帯するもの）	(略)	(略)	(略)	
(略)				
喫煙用ライ	(略)	(略)	(略)	(略)

1.4B	×	×		×	×	×	×	
1.4C			×					
1.4D			×					
1.4E			×					
1.4G			×					
1.4S								

備考 1～3 (略)

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品 名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの 最大許容質量 ・容量・個数	備 考
(略)				
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充填して携帯するもの）	(略)	(略)	(略)	
(略)				
小型の喫煙	(略)	(略)	(略)	(略)

ター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ				
(略)				
リチウム電池を内蔵し	(略)	(略)	(略)	1) ～ 7) (略)

用ライター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ				
(略)				
リチウム電池を内蔵し	(略)	(略)	(略)	1) ～ 7) (略)

た携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）				8）リチウム電池が装備された鞆(かばん)は、リチウム金属電池にあつてはリチウム含有量が0.3 gを超え、又はリチウムイオン電池にあつてはワット時定格量が2.7 Whを超える場合は、持込み手荷物とすること。 また、電池を取り外す場合は、予備のリチウム電池の規定を適用すること。
予備のリチウム電池	(略)	(略)	(略)	
パワーバンク（他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウム電池を内蔵したものをいう。以下同じ。）	(略)	(略)	(略)	
(略)				
(注) (略)				

た携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）				8）リチウム電池が装備された鞆(かばん)は、リチウム金属電池にあつてはリチウム含有量が0.3 gを超え、又はリチウムイオン電池にあつてはワット時定格量が2.7 Whを超える場合は、持込み手荷物とすること。 なお、電池を取り外す場合は、予備のリチウム電池の規定を適用すること。
予備のリチウム電池	(略)	(略)	(略)	
パワーバンク（他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウム電池を内蔵したものをいう。以下同じ。）	(略)	(略)	(略)	
(略)				
(注) (略)				